

岩手県警察本部長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月12日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県警察本部長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

岩手県警察本部長の職務の代理に関する規則（平成12年岩手県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務を代理する者)</p> <p>第2条 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号。<u>以下「条例」という。</u>）第2条に定める<u>警務部長</u>がその職務を代理する。</p> <p><u>2 前項の場合において、警務部長に事故があるとき、又は警務部長が欠けたときは、条例第2条に定める部長がその職務を代理することとし、その順序は、あらかじめ本部長が定めることとする。</u></p>	<p>(職務を代理する者)</p> <p>第2条 <u>本部長及び警務部長</u>に事故があるとき、又は本部長<u>及び警務部長</u>が欠けたときは、岩手県警察本部組織条例（昭和29年岩手県条例第24号）第2条に定める<u>部長</u>がその職務を代理することとし、その順序は、あらかじめ本部長が定めることとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年7月14日から施行する。